

教育条件整備の充実をめざして

—就学援助の充実と保護者負担軽減にむけて—

1 設定理由

近年の厳しい財政状況において、市原市から配当されている教育予算だけでは教育課程を実施することは困難であり、保護者から徴収する学校徴収金に頼っているのが現状である。また、家庭の経済格差が子どもたちの学びの環境にも影響を与えているため、今以上に保護者負担を求めることはできない。そこで、限られた教育予算を効果的・効率的に執行するためには、全教職員で教育予算について共通理解を図り、協議することが重要である。

文部科学省の調査によると、就学援助の受給率は 15.4%であり、全国の子どもたちの約 6 人に 1 人が就学援助を受給していることになる。さらに、市原市では認定基準の改悪により受給を希望している家庭が認定基準に満たず、受給できない状況が生まれている。

子どもたち一人ひとりに行き届いた教育を実現するためには、就学援助の充実と保護者負担軽減にむけたとりくみが重要であると考え、本テーマを設定した。

2 研究仮説

市原市内小中学校における就学援助と学校徴収金の現状を比較することにより、就学援助における認定基準の改善と支給項目・支給金額増額のための要望資料として活用できるのではないか。そして、学校徴収金について現状を把握することで、保護者負担軽減につながるのではないか。

また、就学援助に関する学習会を実施することで、就学援助についてさらに理解を深めることができるのではないか。

3 研究内容

- ・就学援助の周知状況と学校徴収金についてアンケート（市原市内小中学校事務職員対象）
- ・就学援助に関する学習会を実施（市原市内小中学校事務職員対象）

4 結 論

昨年度は就学援助の支給限度額と学校徴収金を比較した資料を作成したが、今年度は教材費や校外学習費についてより詳しく調査したことで、さらに詳細な現状を把握することができた。

そして、学習会を実施したことで、就学援助について理解を深めることができた。

今後は、各学校で使用している教材や校外学習等にかかる費用を、就学援助の支給額に反映させるために、支部と連携してとりくんでいきたい。また、就学援助について事務担当者以外にも理解を深めるためにはどのようなてだてが必要か、周知方法等を検討していく必要がある。

1 設定理由

近年の厳しい財政状況において、市原市から配当されている教育予算だけでは教育課程を実施することは困難であり、保護者から徴収する学校徴収金に頼っているのが現状である。また、家庭の経済格差が子どもたちの学びの環境にも影響を与えているため、今以上に学校側から保護者負担を求めることはできない。そこで、限られた教育予算を効果的・効率的に執行するためには、全教職員で教育予算について共通理解を図り、協議することが重要である。

2017年6月に公表された厚生労働省の調査によると、「子どもの貧困率」が13.9%であり、前回の調査より2.4ポイント改善されているが、依然として高い数値を示している。また、文部科学省（以下、文科省）の調査によると、就学援助の受給率は15.4%であり、全国の子どもたちの約6人に1人が就学援助を受給していることになる。市原市においても例外ではなく、就学援助を受給している家庭は増加傾向にあり、子どもたちをとりまく環境は決して良い状況ではない。さらに、市原市では、2015年度に就学援助の認定基準が改悪され、受給を希望している家庭が認定基準に満たず、就学援助を受給できない状況が生まれている。

子どもたち一人ひとりに行き届いた教育を実現するためには、就学援助の充実と保護者負担軽減にむけたとりくみが重要であると考え、本テーマを設定した。

2 研究仮説

市原市内小中学校における就学援助と学校徴収金の実態を比較することにより、就学援助における認定基準の改善と支給項目・支給金額増額のための要望資料として活用できるのではないか。そして、各学校の学校徴収金についての現状を把握することで、保護者負担軽減につながるのではないかと。

また、就学援助に関する学習会を実施することで、就学援助についてさらに理解を深めることができるのではないかと。

3 研究経過

2016年度 市原市内小中学校事務職員を対象にアンケート調査を実施した。

- (調査内容)
- ・就学援助事務の主な担当者
 - ・就学援助受給者に対して減免している学校徴収金の項目
 - ・就学援助について、事務処理を行う上で感じていること
 - ・就学援助の支給限度額と学校徴収金との比較
(教材費・校外学習費・修学旅行費)

(研究の概要)

2016年4月にアンケートを実施した結果、校外学習費と修学旅行費については、就学援助の限度額より実際の経費が上回っていたが、教材費については、90%以上の学校で限度額を下回る結果となっていた。しかし、学校で一括購入する教材以外に保護者が選択して購入する教材については調査対象外であったため、より詳細な状況を把握する必要があるという課題が見つかった。就学援助について、予算委員会や学校徴収金検討委員会等で教職員へ周知することで共通理解を図ることができるのではないか。また、学校事務職員の理解不足から保護者の不利益につながるのではないか、という意見があり、学校事務職員の学習の必要性が課題としてあげられた。

4 研究内容

今年度は、昨年度の調査・研究を受け、就学援助の周知方法や周知内容、学校徴収金について、より詳しく状況を把握するために市原市内全小中学校事務職員を対象にアンケート調査を実施した。また、就学援助について理解を深めるため、支部事務職員部学習会を実施した。

(1) 就学援助及び学校徴収金に関するアンケート

〈市原市小学校計42校 中学校計22校〉

- ・アンケート用紙は資料に掲載
- ・アンケート結果は抜粋で掲載
- ・学校規模基準について

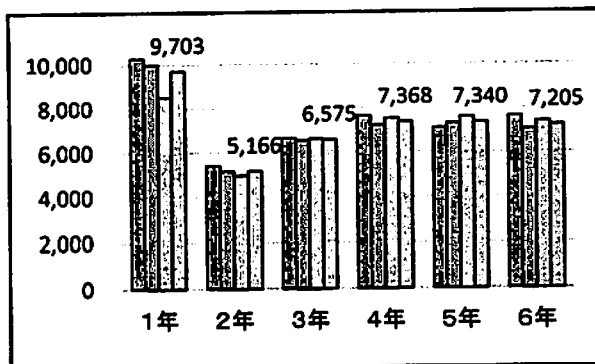
【小学校】小規模：1～9学級、中規模：10～19学級、大規模：20学級以上

【中学校】小規模：1～8学級、中規模：9～17学級、大規模：18学級以上

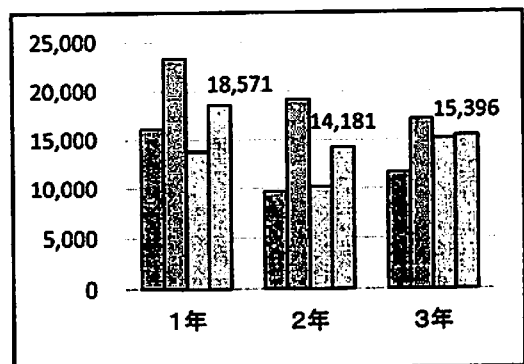
- ・表中の数値は、学年の平均値を表示しています。

① 教材費 (限度額 小学校 11,420 円、中学校 22,320 円)

小学校



中学校

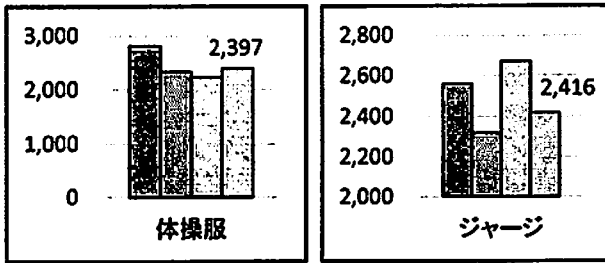


■大規模 ■中規模 □小規模 □全体平均

小中学校ともに1年生の集金額が最も多いという結果となった。また、中学校の中規模校は大・小規模校よりも集金額が多かった。中学校は小学校と比較すると集金額が約2倍となっている。

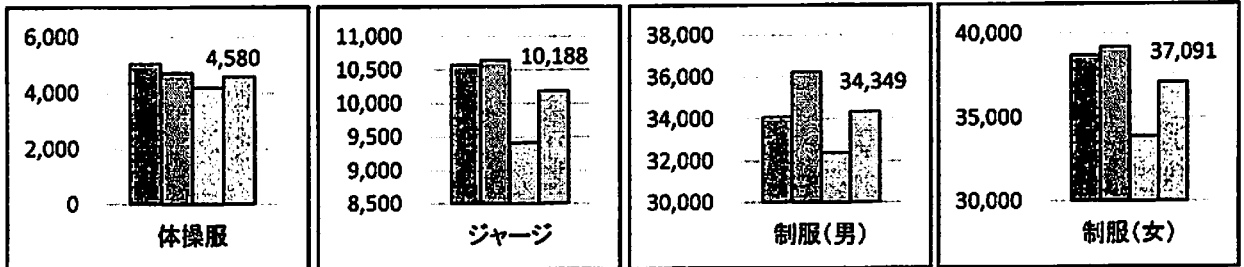
② 学用品費

小学校



中学校

■大規模 ■中規模 □小規模 □全体平均

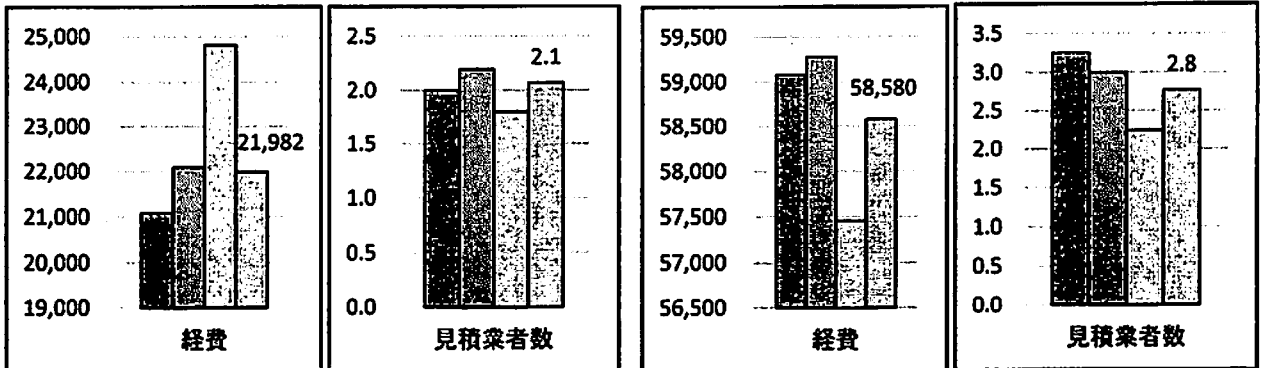


体操服については、小中学校ともに学校規模による金額の差がなかった。

③ 修学旅行費

小学校 (限度額 20,800 円)

中学校 (限度額 56,370 円)



■大規模 ■中規模 □小規模 □全体平均

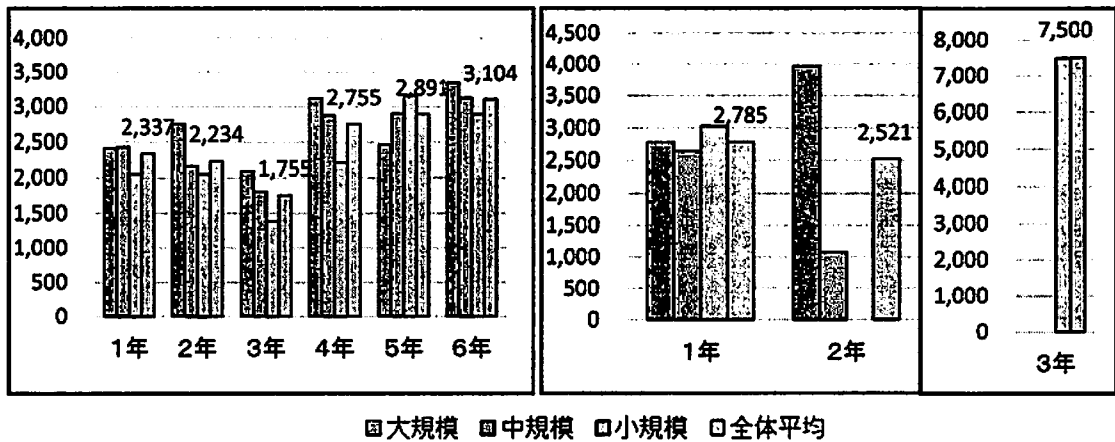
小学校 17 校、中学校 4 校が限度額以内であった。小学校の経費は小規模校が大・中規模校に比べ高額であった。

中学校の小規模校の経費において、約 10,000 円の差があった。また、見積業者数を 1 社と回答した学校があったため、保護者負担を考慮し、複数の業者より見積もりを取得し、内容の検討をすることが課題としてあげられる。

④ 校外活動費（宿泊なし）

小学校（限度額 1,550 円）

中学校（限度額 2,240 円）



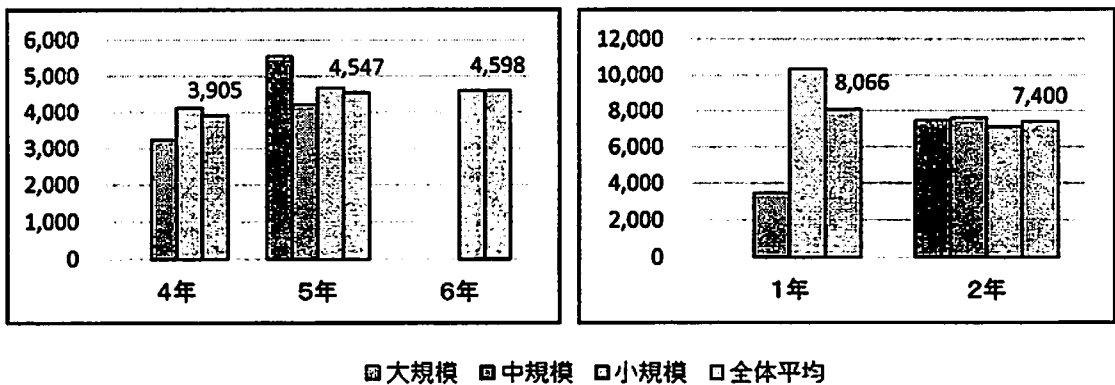
小学校では、交通手段が徒歩や市バスを利用している学校や学年では限度額を大幅に下回っていた。しかし、その他の交通手段を利用している学校では、限度額の約3倍の経費がかかっていることがわかった。

中学校では、大・中規模校に限らず、小規模校を含む6校が、限度額以内であった。

⑤ 校外活動費（宿泊あり）

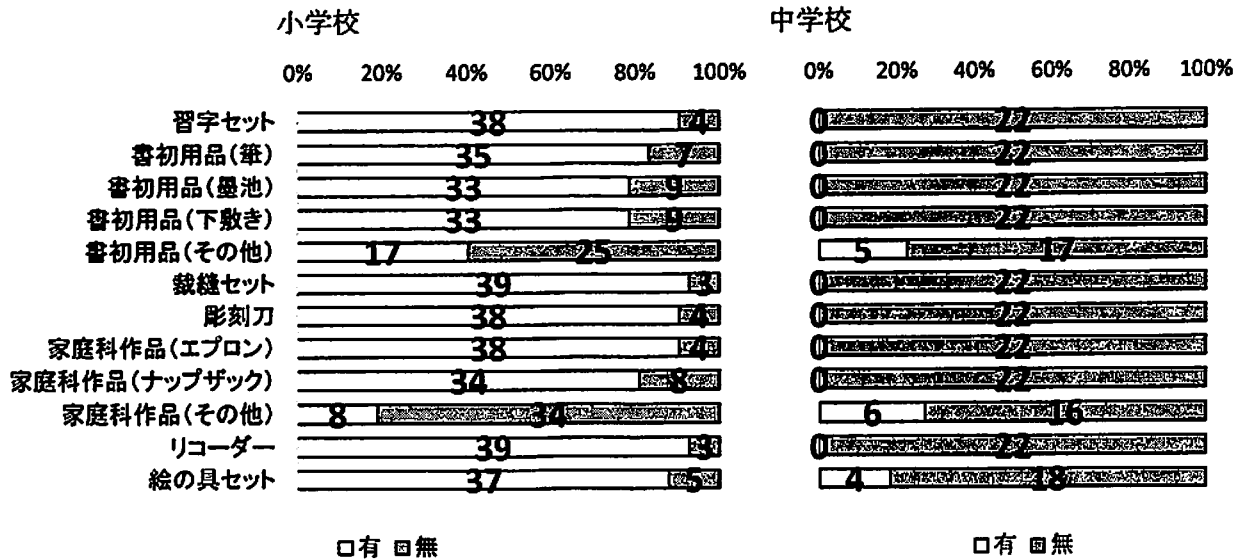
小学校（限度額 3,570 円）

中学校（限度額 6,010 円）

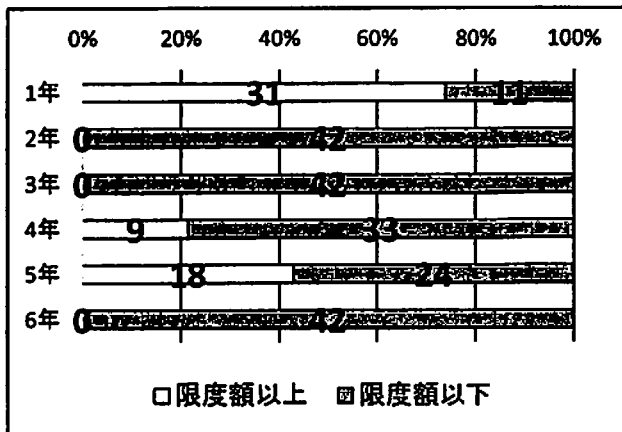


小学校 13 校、中学校 4 校が限度額以内であった。また、小学校において、教育課程の編成で4年生から宿泊学習に参加する学校があり、保護者負担が増えていることがわかった。

⑥ 一括徴収以外の教材費



※ 一括徴収以外の教材費を含めた場合の教材費を就学援助の限度額と比較した資料
(小学校のみ 限度額 11,420 円)



1年	絵の具セット	3,700 円
3年	習字セット	2,700 円
4年	彫刻刀セット	1,700 円
5年	裁縫セット	3,500 円
5年	家庭科作品(ナップザック)	700 円
6年	家庭科作品(エプロン)	800 円

※ 金額については、教研部調べ

小学校 39 校で業者が配付した注文袋を利用し、授業に必要な教材を購入していることがわかった。学校で一括購入する教材でないものは、最終的に保護者の判断に任せている学校があることがわかった。

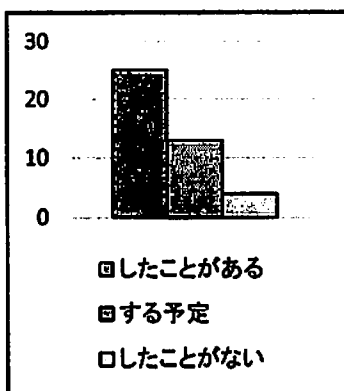
中学校では、教材費として学校で一括購入する教材が多く、小学校に比べると少ないことがわかった。

家庭科の授業が始まる小学校 5 年生や、学校生活で使用する物品を揃える必要がある小学校 1 年生は、限度額を上回る結果となった。

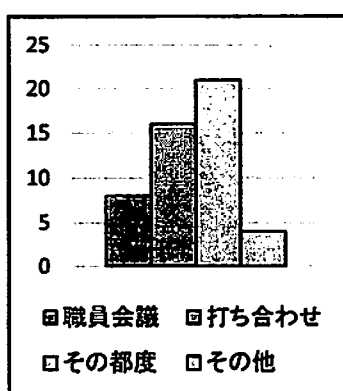
⑦ 就学援助の周知方法

小学校

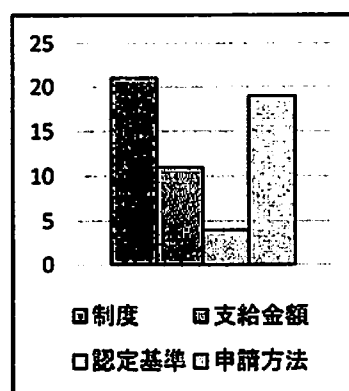
【周知の実施】



【周知内容①】

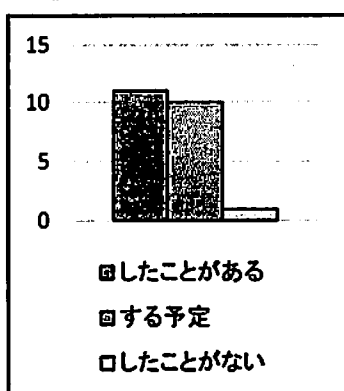


【周知内容②】

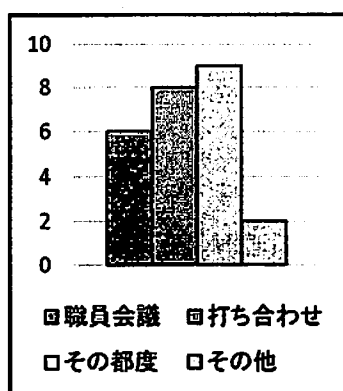


中学校

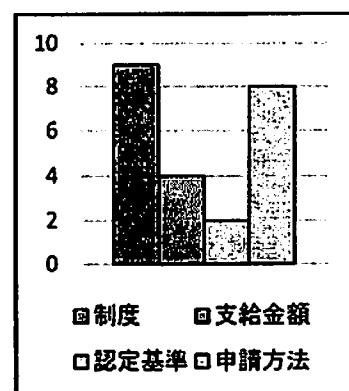
【周知の実施】



【周知内容①】



【周知内容②】



○ 周知内容 ①（その他）

- ・初任者向けに、年度初めに行った
- ・事務部運営計画案に組み込んでいる
- ・必要に応じてその都度説明している
- ・学級編成の際に学年職員へ説明している
- ・経営部会や予算委員会で説明している
- ・市教委から保護者向けのパンフレットを配付するときに説明した
- ・申請用紙を配付する際に説明をしたが、浸透しなかった

○ 就学援助を周知しない理由

- ・質問があった際にその都度説明をしているため
- ・問い合わせ窓口を事務職員としているため
- ・就学援助の該当が少なく、周知する必要性を感じていないため
- ・事務担当者が臨時的任用職員で、年度途中で採用されるため

教職員へ就学援助について周知したことがある学校事務職員は、全体の約半数であった。周知したことがある学校事務職員のなかでも、認定基準や支給金額について詳しく説明している学校事務職員は少ないことがわかった。

就学援助について学校全体で組織的に対応するためには、就学援助について理解していることが重要である。教職員へ周知する方法のひとつに、予算委員会の活用が有効であると考えられる。もしくは、既存の企画委員会や職員会議、学校徴収金検討委員会等を活用することも有効であると考えられる。

(2) 就学援助についての支部学習会

日時 2017年 6月23日 17時から

題名 「 就学援助について 」

パネリスト 元千葉県教職員組合事務職員部部長 鈴木 みどり さん

千葉県教職員組合事務職員部常任委員 新村 竜太 さん

コーディネーター 千葉県教職員組合市原市支部事務職員部執行委員 加藤 翼 さん

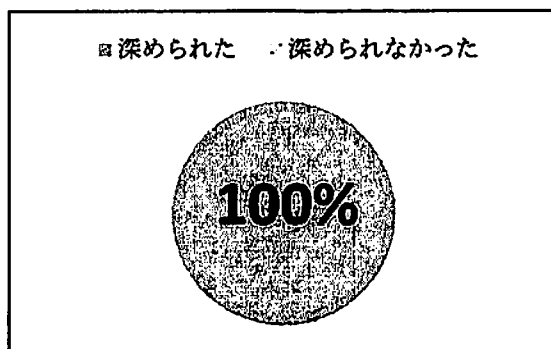
学校事務職員 35人が参加した学習会では、就学援助の重要性についてパネルディスカッション形式で意見交換を実施した。パネリストからは、子どもたちが安心して教育を受けるために学校事務職員として何ができるか、貧困家庭はないか再確認する必要がある。また、子どもたちをとりまく環境をより良くするためには、組合員の生の声が必要であるとの話があった。

学習会終了後、今後のとりくみについて参加者の意見を集約するため、アンケートを実施した。

第1回学習会アンケート

※ 研究内容に関するもののみ掲載 〈回答者 30人〉

① 学習会を通じて、就学援助について理解を深めることができましたか？



②市原市支部として、今後どのような要望を行えばよいと思いますか？

- ・ 就学援助の支給項目や支給額の増加 (校外学習や修学旅行費の実費支給等)
- ・ 児童扶養手当受給者が認定になるように就学援助の認定基準の見直し

- ・ 保護者や学級担任への就学援助の周知の徹底
- ・ 就学援助の支給額と実負担額とのギャップがあるため、継続的な調査が必要

③ 参加者からの感想

- ・ 子どもたちの貧困率などについて、詳しく知ることができました。
- ・ 学校事務職員として働く意義深さについて、改めて新鮮に感じさせられた学習会でした。
- ・ 勤務校で就学援助を必要としている児童がいるので、こちらからアプローチが出来ればと思いました。
- ・ 発表してくれた人の話を聞いて、みんな思っていることは同じだとわかりました。
- ・ 子どもたちが平等に学校生活を送るために何が必要か考えていかなければならないと思いました。
- ・ 「諦める子どもをつくらない！」とても印象に残りました。

(3) 支部ヒアリングにむけたとりくみ

支部事務職員部の全組合員から要望調査を実施し、集計結果をもとに支部事務職員部執行委員会において、要望事項の検討を行った。就学援助について、各学校の校外学習や修学旅行等に係る費用や他市町村の就学援助の支給額を比較した資料を作成し、認定基準の改善や支給項目の追加、支給金額の増額について要望した。また、教育予算改善プロジェクト委員会においても、就学援助の充実にむけたとりくみを行うよう、併せて要望した。

5 結論

【成果】

アンケート調査を実施したことにより、各学校や市原市内全体の詳細な情報を得ることができた。また、学習会を実施したことで、就学援助について理解を深めることができた。

【課題】

学校事務職員だけでなく事務担当者以外の教職員においても、就学援助について関心を持ってもらうために、周知方法等を検討していくことが課題である。

また、学校徴収金において、就学援助の支給限度額と比較した結果、修学旅行や宿泊学習等にかかる費用が支給限度額を上回っていた。2016年度・2017年度で調査した教材や校外学習等にかかった費用を就学援助の支給額に反映させるために、支部と連携してとりくんでいく必要がある。

保護者負担を軽減するためには、各学校でのとりくみが重要である。予算委員会や学校徴収金検討委員会等の実践を情報共有し、保護者負担軽減にむけたとりくみが行えるよう引き続き研究をすすめていく必要がある。

6 おわりに

2017年3月31日に文科省より、「平成29年度要保護児童生徒援助費補助金について(通知)」が各都道府県教育委員会教育長宛に通知された。この通知の主な内容は、下記の通りである。

- ① 2017年度予算において、「新入学児童生徒学用品費等」の予算単価の改正
(小学校 20,470円→40,600円 中学校 23,550円→47,400円)
- ② 「新入学児童生徒学用品費等」について、小学校への入学年度開始前の支給も国庫補助の対象となるよう要綱の改正

2005年度に就学援助に係る国庫補助が一般財源化され、2014年度には生活扶助基準の引き下げが行われた。市原市においても、2015年8月に認定基準の改悪が行われており、その後も就学援助の改悪が断続的に行われている。

小・中学校入学前に新入学児童生徒学用品費の支給ができるよう改正されている地方公共団体が増えてきており、経済的支援を必要としている家庭に対して、少しずつではあるが行政からの支援が充実してきている。しかし、就学援助は国庫補助の対象ではないため、市原市のさじ加減で支給項目の削減や支給金額の減額が行われる可能性がないとは言えない。市原市に対して就学援助の改悪を許すのではなく、実態に合わせた支給や文科省からの通知に準じた制度となるよう、引き続き支部と連携して要望していく必要がある。

就学援助の充実と保護者負担軽減にむけた調査・研究が2年目を迎えた。研究テーマである就学援助の充実と保護者負担軽減をめざしていくためには、学校に勤務する教職員が一体となって教育環境を整えることが重要である。そして、支部や教育予算改善プロジェクト委員会等と連携し、市原市に対して児童生徒の貧困や、学校現場の現状を訴えていく必要がある。

また、すべての子どもたちが平等に教育を受ける権利を保障するためには、就学援助の充実にむけたとりくみが重要である。多くの課題が山積しているが、学校事務職員であるわたしたちに何ができるかを考え、教職員と連携をとりながら就学援助の充実にむけたとりくみを行い、保護者負担軽減につなげていきたい。

教育は、21世紀を担う子どもたちを健やかに育てるという重要な役割を持っており、「未来の先行投資」といわれている。教育水準を維持向上させることは不可欠なことである。その第一歩として今後も子どもたちの就学・修学を保障し、さらなる教育条件整備の充実をめざして、就学援助の充実と保護者負担軽減にむけ、積極的にとりくんでいきたいと考える。

2017年2月13日

市教研事務職員部会教研グループ

アンケートのお願い

教研部では、教育条件整備の充実をめざし、就学援助制度の充実と保護者負担軽減にむけた研究をしています。研究を推進するために、下記のアンケートにご協力をお願い致します。

記

学校名			
学級数	普通	特支	

1. 2016年度の以下の内容について、回答してください。
※金額については、1人あたりの金額を記入してください。

①教材費 ※学校校費会

1年	入学一括	2年	3年	4年	5年	6年

②学校指定品 ※各家庭で購入しているものを記す

体操服	ジャージ	制服(男)	制服(女)	名札	上履き	通学靴	通学靴

③修学旅行費 (2学年同年度に実施の場合はこちらへ)

学年	経費	見積業者数	学年	経費	見積業者数

④校外学習費 ※2回以上実施している場合は合計額を記入してください。

1年	2年	3年	4年	5年	6年

⑤宿泊学習費 ※該当学年のみ記入してください。

1年	2年	3年	4年	5年	6年

2. 2016年度の教材費について、回答用紙②の項目について回答してください。

このエクセルの回答用紙②のシートを用意しています。
把握している範囲で回答してください。

3. 今までに就学援助の制度について、教職員へ周知をしたことがありますか。
または、今後周知する予定はありますか。当てはまるものに○を記入してください。

就学援助について周知したことがある		→ 問4・5 へ
就学援助について今後周知する予定である		→ 問4 へ
就学援助について周知していない・周知する予定はない		→ 問6 へ

4. 3で周知したことがある、今後周知する予定と回答した方にお聞きします。
どのように周知したか、またはどのように周知する予定か、当てはまるところに○を記入してください。

職員会議	
打ち合わせ	
質問があったとき、その都度	
その他 ※下記に記入してください。	

(その他の周知方法)

--

5. 3で周知したことがある、と回答した方にお聞きします。
周知した内容について、当てはまるところに○を記入してください。

制度について	
支給金額について	
認定基準について	
申請方法について	
その他 ※下記に記入してください。	

(周知した内容)

--

6. 3で周知していない、周知する予定はない、と回答した方にお聞きします。
周知していない理由について、下記に記入をしてください。

--

7. 教研部では、就学援助制度の周知や保護者負担軽減にむけた話し合いの場を、
予算委員会等の中で行うことが有効な手段の1つであると考えています。
2016年度・2017年度の予算委員会等の実施状況について回答してください。

年度	実施した	実施予定	実施しない
2016年度			
2017年度			

アンケートは以上になります。

ご協力いただき、ありがとうございました。

- | | |
|--------|--|
| ○ 提出期日 | 平成29年2月28日(火) |
| ○ 提出先 | 事務職員共通受け渡しフォルダ |
| ○ その他 | Excelファイルの【 】内に学校番号・学校名を加えてください。
(例)【中3 市原中】アンケート
このアンケートについて、ご不明な点がございましたら、
市原中学校 山田 (TEL 41-3424) または
水の江小学校 加藤 (TEL 52-1700) までお願い致します。 |

1 研究の経緯

2015年度 教育条件整備の運動 ―予算委員会の効果的な活用にむけて―

【研究概要】

2012年度からの継続研究。子どもたち一人ひとりに行き届いた教育の実現をめざし、教育目標を達成するために予算執行計画を立案し、協議することが必要であるため、予算委員会の設置にむけた研究をすすめた。継続研究の結果、予算委員会の実施校が増えた。今後の課題の1つに、教育予算が消耗品購入費に奪われているため、子どもたちに還元されていない。子どもの貧困率が16.3%と過去最低を示しているため、保護者負担を軽減するためにも、教育予算の増額・予算委員会の設置にむけとりくむ必要があると提案した。

2016年度 教育条件整備の運動 ―就学援助の充実と保護者負担軽減にむけて―

【研究概要】

2016年度からの研究。(前年度までの研究の継続でもある)2015年度までの研究では、教育予算の増額・効果的な執行にむけた研究を行ってきたが、教育予算だけでは教育課程を実施することが困難であり、一部を私費負担に頼っているのが現状である。→ 保護者負担軽減にむけたとりくみ

就学援助受給率が高い数値を示している。市原市も就学援助の認定基準の改悪により、受給できない家庭が増えている。→ 就学援助の充実にむけたとりくみ

この2つを合わせて調査を実施することにより、私費負担の実態や、就学援助の要望資料として活用できるのではないかと考え、テーマを設定した。

・ 成果

市内小中学校における就学援助と徴収金の現状を比較した資料を作成することができた。

・ 課題

○学校内で就学援助制度について、共通理解する必要がある。教職員だけでなく担当者も就学援助について、学習していく必要がある。

○学校徴収金の校外学習費、宿泊学習・修学旅行費は他の集金項目と比べて高額になるため、保護者への配慮が必要となる

○教材費の年間徴収額は限度額以下であったが、一括購入分も含めて調査する必要がある。と提案した。

2 今年度の研究内容

2017年度 教育条件整備の運動 ―就学援助の充実と保護者負担軽減にむけて―

2016年度の課題を基に研究をすすめています。

2017年度は(1)学校徴収金について継続調査 (2)就学援助の学習会を実施

(1)について

2017年2月 市内小中学校事務職員を対象に学校徴収金の調査を実施

(2)について

2017年6月23日 支部事務職員部学習会を実施

☆ 就学援助について

・就学援助制度とは

学校教育法第19条で、

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒又は学齢生徒保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。と定められています。

市原市では、市原市就学援助実施要綱により予算の範囲内において補助すると定められています。

・就学援助の認定基準について

市原市就学援助実施要綱第2条

- (1) 児童生徒・・・学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。

↳ 保護者が就学させなければならない子

- (2) 保護者・・・学校教育法第16条に規定する保護者をいう。

↳ 保護者(子に対して親権を行う者)

- (3) 要保護者・・・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。

↳ 「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

- (4) 準要保護者・・・要保護者に準ずる程度に困窮している者で、市原市教育委員会教育長が別に定める基準に該当する者をいう。

・・・市原市就学援助実施事務取扱要領(要領第2条)

市原市就学援助実施事務取扱要領 第2条

要綱第2条第4号に規定する教育委員会が別に定める基準は、次のいずれかに該当する者とする。

認定日において生計を同じくする世帯に属する世帯全員の前年の所得の合計が、4月1日時点の生活保護法による保護の基準のうち、次に掲げる扶助費の基準額により算定した当該世帯の需要額の1.2倍未満の者

ア 基準生活費第1類 イ 基準生活費第2類 ウ 期末一時扶助 エ 教育扶助(学校給食費及び学習支援費等を含む。)

・支援内容

1. 要保護者・・・国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。

【要保護児童生徒援助費補助金】今年のレポートの6. おわりに に記載の内容。

2. 準要保護者・・・三位一体改革により、2005年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

三位一体改革とは… 国から地方への財源移譲をし、地方分権や財政赤字の再建を目的としたもの

→ 就学援助の国庫補助が廃止となり一般財源化されているため、市町村に応じて支給項目・金額の設定が可能となった

・転換期

1. 2005年 三位一体改革により、一般財源化
2. 2014年 生活扶助基準の引き下げ

(基準自体は生活保護の対象だが、就学援助の認定基準が生活扶助基準の〇倍と設定している市町村がほとんどのため)

・千教組のとりくみ

別紙の文科省が行った「平成 25 年度就学援助実施状況等調査」中の「申請書の配付方法」にあるように、就学援助の制度案内及び申請書の配付が不十分で周知が徹底されていない実態があります。

○文科省「平成 25 年度就学援助実施状況等調査」より

・「その他」と回答した自治体が 15%もあり、全ての児童生徒の保護者に直接的にペーパー配付がされていない。

・申し出た保護者のみにしか申請書が配付されていない。

・「準要保護の就学援助費目の状況」にあるように、自治体によって援助費目に差異がある。

準要保護者に対する就学援助の財源は、一般財源である地方交付税により措置されている。

※児童生徒一人当たり支給額の全国平均額が地方交付税の基準財政需要額として措置されている。

→ このことから、各自治体における就学援助制度の実態を把握し改善を求めて、市町村教育委員会へ要請を行う。

- ① 就学援助の制度案内及び申請書の保護者への配付・周知方法について、入学時だけでなく進級時に学校等を通してすべての家庭に制度案内と申請書を配布するなど改善をはかること。
- ② 準要保護の就学援助費目について、要保護児童生徒援助費補助金の補助対象費目全てを対象とすること。
- ③ 準要保護の認定基準について、生活保護基準見直しの影響を受けないよう措置すること。
- ④ 国立大学法人及び私学に通う児童生徒も就学援助対象者とすること。

☆ **子どもの貧困率について**

厚生労働省は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とした『国民生活基礎調査』を実施しています。その調査項目のなかで、3年に1度「子どもの貧困率」を調査しています。

子どもの貧困率とは、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子供の割合を言います。

(2012年 16.3% 2015年 13.9%)

☆ **予算委員会について**

教研部では、2012年から4年間研究をすすめた。(詳細は研究の経緯を参照)

1. 予算委員会の内容

(1) 公費について、教職員で話し合う場として

(2) 予算要望のてだてのひとつとして

→ 限られた予算のなかで、子どもたち一人ひとりに行き届いた教育の実現のためのてだて

2. 予算委員会の活用

今年のレポートでも「予算委員会を活用することが重要である」と記載しています。公費だけでなく、教育に係るお金すべてを教育予算ととらえ、各学校・各地区の実態をふまえて実施していくことを考えています。(私費・就学援助も教育予算と考えています)

ただし、すべての学校で予算委員会が実施できるような法整備ができていないため、学校徴収金検討委員会や職員会議等を利用して、教育予算について考えていくことを求めています。